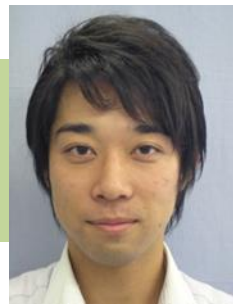


# 福島県浪江町

## 浪江町臨時役場

(福島県男女共生センター内)

阪田 一樹 (総務部)



### 担当業務の内容

私は、東京都市長会より全5陣の派遣計画において第4陣として支援を行ってまいりました。

浪江町臨時役場は、福島県男女共生センターの1階研修ホールに設けられており、本来県の公共施設である場所であるため、単管パイプ・特別照明等が設置され正に災害における最前線で業務を行っている町役場であることを一目見ただけで感じることができます。

担当業務の内容は、「浪江町 災害対策本部 住宅支援班」配属となり、県借り上げ住宅制度(特例)の審査事務に努めました。

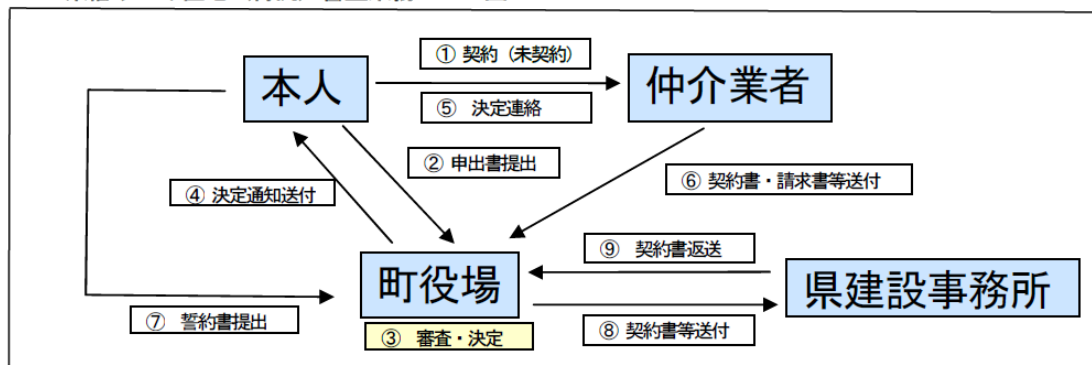


浪江町役場(男女共生センター)

通常、災害での避難の場合は、仮設住宅や県借り上げ住宅に入居していただくことなのですが、今回の場合は特例ということで、被災者本人が民間の住宅を探し、市町村窓口にて「県借り上げ住宅(特例)」を申請し、県借り上げ住宅とする住宅支援制度として、県が借主となるように契約し、一定額までの家賃を助成するものとなっています。

主な作業としては、重複申請チェック、契約書・誓約書確認を行いました。

県借り上げ住宅(特例) 審査業務フロー図



### 苦労したこと・工夫したこと

審査事務を進めていくうちに、書類不備の案件があると福島県(事務所)からの指摘があり、書類が返送されてくる事態がありました。不備があると手続きが遅れるため、確認すべき項目を増やし、チェック体制の強化を図りました。

### 所感

審査業務を進めていく中で、浪江町職員の方から手渡しで申請されることがありました。考えてみれば浪江町職員は全員、被災者であるということで大変な思いをされております。自身が大震災に巻き込まれているのに関わらず、休みも取らずに仕事をこなしている職員の方が多く、全力で立ち向かっている姿は印象的でした。

今回は8日間という派遣期間でしたが、浪江町職員の方は少しでも派遣期間を長く、また時間を割いて直接被災地を見る時間をつくるべきではとの声をいただきました。現状を把握してもらい、何十年後かにまた見て、これだけの復興を成し遂げたという姿を見て欲しいという想いがあるようでした。

その想いを達成するためにも、私たちはできる限りの支援の継続を行うべきだと感じました。